

第 1009 回教育委員会の会議結果について

平成 27 年 3 月 25 日
教 育 庁

○日 時 平成 27 年 3 月 25 日（水）午前 10 時～

○場 所 山形県庁舎 教育委員室

○出席委員 長南委員長、菊川委員、小嶋委員、涌井委員、菅野教育長

○議 事 議第 11 号及び議第 12 号は施行日を修正して可決、その他の議案については原案のとおり可決されました。

議 案		担 当 課
議第 1 号	山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の設定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、山形県教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件を定める規則を新たに設定することについて決定しました。	
議第 2 号	山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則の設定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、山形県教育委員会教育長の営利企業従事に関する規則を新たに設定することについて決定しました。	
議第 3 号	山形県教育委員会教育長に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の根拠条例の効力を失う日を定める改正が行われたことから、本規則についても同様に効力を失う日を定めることについて決定しました。	
議第 4 号	山形県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第 5 号	山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第 6 号	山形県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について	総務課

	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第7号	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第8号	山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第9号	山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	総務課
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第10号	山形県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則の制定について	義務教育課
	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本規則の規定の整備等を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第11号	山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について	スポーツ保健課
	県立真室川高等学校の分校化に伴い、開放する施設の名称を改めることを決定しました。(※施行日を修正して可決)	
議第12号	山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	組織改編に伴い、職名・職務の整備を行うことを決定しました。(※施行日を修正して可決)	
議第13号	山形県免許状更新講習の受講者等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	総務課教職員室
	免許状更新講習規則等の一部改正に伴い、更新講習の受講者等の規定整備を図る改正を行うことについて決定しました。	
議第14号	教職員の人事について	総務課教職員室
	次のとおり教職員の懲戒処分を行うことに決定しました。 ・暴走運転 戒告 1名 ・人身加害事故(軽傷) 戒告 2名	

※議第14号は人事に関する議案であるため秘密会で審議されました。

以上